

## IV 児童発達支援センターの機能強化 における施策目標案

児童発達支援センターの機能強化については、令和6年4月からの児童福祉法改正を踏まえ、下記4つの施策目標を掲げ、センターとしての中核機能を備えることをめざす。

なお、これまでセンターが担ってきた通所支援を中心とする支援が確立されている状況を踏まえ、一定の経過措置が必要と考え、おおむね3年以内の構築をめざす。

（参考：こども家庭庁によると、一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準についての経過措置として3年を設けると示されている。）

### **【施策目標】幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能**

- さまざまな障害種別や家庭環境を背景に、地域のこども園等で同等の保育を受けることが難しい児童が通える専門機関として受け入れを行い、個別の課題に応じた専門的な療育、医療を提供する。
- 子どもの発達全般、障害特性、行動特徴等のアセスメントにより、基本的な支援を確実に行うとともに、特定の分野に強みをもつ事業所や発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等を含む関係機関において、それぞれの役割を把握し、連携した支援を行う。
- 乳幼児期の子どもの発達に不安を抱える親との信頼の構築、ニーズ等を聴取し、家族支援を行う。また、きょうだい児が相談できる集いの場を提供する。

### **【施策目標】地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能**

- 堺市の資源、支援についての知識などを備えたセンター人材を育成し、「地域支援専門チーム」を立ち上げる。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業所に対し、巡回相談等を行い、支援に関する助言や出前講座、必要に応じて専門機関等の案内を行う。
- ノウハウの共有やスーパーバイズを行うことにより、事業所が支援について悩みを抱え込まない仕組みを作る。
- すでに堺市で実施している障害児通所支援事業者育成事業の活用等により、地域の通所支援事業所との関係づくり、情報提供を行える仕組みを構築する。

### **【施策目標】地域のインクルージョン推進の中核機能**

- 保育所等訪問支援の実施を通じて、地域の園や学校の障害への理解、支援力の向上を図る。
- センターの通所利用後等、児童に対するアセスメントをしっかりと行ったのち、保育所等訪問支援への移行等、地域でのサポート等を実施することにより、地域のインクルージョンの中核となる質を担保した支援の提供を行う。
- 市内の保育所等訪問支援を実施する事業所とセンターで、地域の現状および課題の把握、情報交換や助言、ノウハウの共有等を行う機会を設けるなど、市内の支援の質の向上を図る。

### **【施策目標】地域の発達支援に関する入口**

- 障害児支援等関係機関連絡会等への参加をはじめとし、区保健センターや子育て支援課（家庭児童相談室）など、乳幼児期に関わる関係機関との情報共有や支援の連携を行う。

- 障害児等療育支援事業において、相談内容に応じて柔軟に対応ができる個別相談及び、親子でグループ活動に参加することができる「にここ広場」を実施する。
- 18歳を迎えるまでの児童の相談窓口を担い、相談内容に応じて、特定の分野に強みを持つ機関との連携や、事業所等の社会資源の案内、関係機関との情報共有などを行い、支援につなげる相談機能を備える。